

# 市川市立第八中学校 P T A 会則

## 第一章 総 則

- 第1条 本会は市川市立第八中学校 P T A と称する。
- 第2条 本会の事務所を市川市立第八中学校内（市川市大和田4-9-1）におく。
- 第3条 本会の会員は市川市立第八中学校の生徒の保護者と現任教職員とする。本会へは入会届の提出をもって入会したものとする。
- 第4条 本会は会員の協力により生徒の福祉を増進し、教育の向上を図ることを目的とする懇親協力団体である。
- 第5条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。  
①教育懇談会・講演会・講習会を開く。  
②生徒の校外における健全教育をはかる。  
③生徒の就学や出席を奨励・援助する。  
④生徒の諸活動を奨励する。  
⑤会員の親睦をはかる。  
⑥その他、教育発展のために必要なことを行う。

## 第二章 役 員

- 第6条 本会は会員より選出された次の役員をおく。  
・名誉会長 1名（校長）  
・会長 1名  
・副会長 3名以上（会計・書記を兼務できる）  
・書記 1名以上  
・会計 2名以上（内1名は教頭）  
・会計監査 2名以上（内1名は教職員）
- 第7条 役員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。
- 第8条 新役員の候補者は総会の承認を経て就任する。
- 第9条 会長は本会を代表して予算の執行及び会務を司る。
- 第10条 副会長は会長を助け、会長に事故あるときは会務を代行する。
- 第11条 書記は会議の協議事項を記録し保管する。
- 第12条 会計は総会で決定した予算に基づき、会計を処理し財産を管理する。
- 第13条 会計監査は会計事務を監査し、総会に報告する。
- 役員会は必要に応じて会長がこれを招集し、会務を企画しこれを運営委員会に提案することができる。

## 第三章 総 会

- 第14条 総会は全会員で構成され、本会の最高議決機関である。
- 第15条 1.定期総会は会長が招集し原則として毎年度4月中に開かなければならない。  
また、必要に応じて臨時総会を開くことができる。  
2.招集が困難な場合は、書面等での審議をもって開催し、表決書等の提出をもって出席とみなす。
- 第16条 総会は委任状による出席を含めて、会員の3分の1以上の出席を以って成立し、その議決は出席者の過半数の賛成を必要とする。可否同数の場合は、議長に一任する。
- 第17条 総会の議長は会長が指名し、出席者の同意を得てこれにあたる。
- 第18条 次の事項は総会の議決を得なければならない。  
①会務の承認  
②予算、決算の承認

- ③校長、教頭を除く新役員の承認
- ④会則の改廃
- ⑤その他重要な会務

## 第四章 運営委員会

- 第19条 運営委員会は次の構成員で構成され、本会則及び総会の決議に基き本会の会務を企画運営する。
- ①役員
  - ②各専門委員長（但し、学年委員は各学年委員長とする。）
  - ③教職員代表若干名
- 第20条 運営委員会は会長が招集し、議事を進行する。
- 第21条 運営委員会の議事は出席者の過半数の賛成で決定する。

## 第五章 専門委員会

- 第22条 本会に次の専門委員をおく。
- ①学年委員（学級費の会計監査、学級の連絡調整及び学校行事の協力等）
  - ②文化委員（会員の教養向上、文化的行事）
  - ③広報委員（会報の発行）
  - ④ハ中サポーター（PTA及び学校行事の協力、学校美化活動）
- 第23条 専門委員は運営委員会で決定した実施事項を執行する。
- 第24条 専門委員は選出された委員で構成する。任期は1年とする。
- 第25条 専門委員会は各学級の専門委員で構成し、委員長1名、副委員長を適宜互選により選出し、協力して運営する。
- 第26条 専門委員会は委員長が招集し、決定事項は運営委員会に報告して承認を得なければならない。

## 第六章 会 計

- 第27条 本会の会費は、年間1世帯2,000円とする。
- 第28条 1.本会の経費は、会費により経理される。ただし、活動等が大幅に縮小された場合、適宜減額することができる。  
2.1件3万円以上の支出を行う場合は、運営委員会の承認を得る必要がある。  
3.1件3万円未満の場合は、会長の承認を得て会計する。
- 第29条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

## 付 則

- 第30条 運営委員会は本会に反しない範囲で細則を制定し、また改廃することができる。ただし、制定・改廃の結果は次の総会に報告しなければならない。
- 第31条 本会は必要に応じて特設委員会を設けることができる。
- 第32条 本会則は昭和45年4月28日より実施する。

平成28年4月23日一部改正  
平成30年4月21日一部改正  
令和3年4月30日一部改正  
令和4年4月30日一部改正  
令和5年4月30日一部改正  
令和6年4月21日一部改正

# 市川市立第八中学校 P T A 慶弔規程

## 1. 慶弔

- (イ) 結婚祝 教職員について ・・・・・・・・ 5, 000円
- (ロ) 出産祝 教職員ならびに配偶者について ・・・ 3, 000円
- (ハ) 死亡
  - (一) 生徒の死亡について
  - (二) 生徒の父母、及びそれにかわる者の死亡について
  - (三) 教職員の父母、及びその子どもの死亡について
  - (四) 教職員及びその配偶者の死亡について
  - (一)～(四)の場合それぞれ5, 000円とする。
- (ニ) その他必要な場合、その都度運営委員会において協議決定する。

## 2. 見舞い

- (イ) 必要な場合、その都度運営委員会において協議決定する。  
その場合3, 000円とする。

## 3. 錢別

- (イ) 教職員の転任、退職の場合には記念品を贈るものとする。
- (ロ) その他必要な場合、その都度運営委員会において協議決定する。

<備考> 教職員には事務職員、及び用務員も含む。

## 4. 付則

- (イ) 本規定は昭和50年10月18日より適用する。
- (ロ) 平成5年 5月 1日一部改正
- (ハ) 平成10年 4月30日一部改正
- (ニ) 平成18年 4月30日一部改正

# 卒業対策・進路対策委員会規約

## 第一章 名称

第1条 本会は卒業対策・進路対策委員会と称し、市川市立第八中学校に事務局を置く。

## 第二章 目的

第2条 本会は市川市立第八中学校の卒業及び進路指導を適切にするための諸活動を行うことを目的とする。

## 第三章 組織

第3条 本会はPTA会則第2章第13条の会則にそって運営委員会の承認を経て、第3学年委員をもって組織する。

## 第四章 事業

第4条 本会は第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 卒業に関する必要な活動を行う
2. 進路に関する必要な活動を行う
3. 本会の目的に沿う、他団体との連携
4. その他、本会の目的達成に必要な活動

## 第五章 会議

第5条 本会は機関として、保護者会及び役員会を置く。

第6条 保護者会は本会の最高決定機関であって、次の事項を審議する。

1. 事業計画及び予算の決定
2. 事業及び決算の承認
3. 役員の選出
4. 会計監査の選出
5. 本規約の改廃
6. その他全体に関すること

第7条 保護者会は市川市立第八中学校第3学年の保護者をもって構成する。

第8条 保護者会は全構成員の3分の2以上の出席（含：委任）で成立し、議事は過半数をもって決する。

可否同数の場合は議長の決するところによる。

第9条 役員会は総会につぐ議決機関であり、事業計画、予算案の作成及び予算の執行を行う。

## 第六章 役員

第10条 本会は次の役員をおく。なお、任期は1年とする。

1. 委員長 1名（学年部より互選する）
2. 会計 2名（学年部より互選する）
3. 会計監査 2名（学年部より互選する）

第11条 本会の役員の任務は次のとおりとする。

1. 委員長は本会を代表し、一切の会務を統括する
2. 会計は本会の会計を処理する
3. 会計監査は一切の会計を監査し、保護者会に報告する

第12条 本会は保護者会の承認を得て、顧問をおくことができる。顧問は第3学年主任とし、本会の運営に適切な助言を行う。

## 第七章 会費及び会計年度

第13条 本会の会計は会費をもってあてる。

第14条 本会の会費は原則として年間9千円とし、3回の集金をもって徴収する。

第15条 本会の会計年度は4月より、翌年の3月までとする。

付 則 本会則は平成20年4月1日より施行する。

平成28年4月23日一部改正

# 第八中学校 P T A 個人情報保護方針

## 第1条（目的及び定義）

1. 市川市立第八中学校 P T A（以下「本会」という）は、個人の権利・利益の保護を目的とし、 P T A 加入の際に入手した個人情報の取扱いについて、次条以下のとおり定めるものとする。
2. 本取扱方針において用いる用語は次のとおりである。
  - (1) 会員とは、市川市立第八中学校 P T A の会員をいう。
  - (2) 本人等とは、個人情報対象者（本人）、個人情報対象者の保護者、あるいは、本人やその保護者等から委任を受けた者をいう。

## 第2条（本会で取り扱う個人情報）

- 本会で収集し管理する個人情報は以下のものとする。
- (1) 会員の氏名、連絡先（電話番号・メールアドレスなど）
  - (2) 会員の生徒の氏名、連絡先（電話番号・メールアドレスなど） クラス
  - (3) その他、本会の目的を達成するために必要な情報

## 第3条（管理責任者・管理方法）

1. 本会の個人情報管理責任者を P T A 会長とする。
2. 本会は、市川市立第八中学校（市川市大和田4丁目9-1）内の P T A 会長が指定する施錠のできる保管庫で適切な方法により収集した個人情報を管理する。

## 第4条（情報の収集・利用）

1. 本会は、本会会則に基づく目的を達成するため、生徒、保護者、関係教育機関並びに関係自治体から適切な方法により、個人情報を取得し、次のために使用する。
  - (1) 会費集金・管理
  - (2) 本会役員の選任
  - (3) 名簿の作成（本会事業催行の為、作成した参加者名簿などを含む）
  - (4) 関係文書の送付
  - (5) 作品などの募集・管理
  - (6) その他、運営委員会が本会の目的を達成するに必要と判断した場合
2. 本会の役員が個人情報を利用する際には、管理責任者の承諾を得る必要がある。

## 第5条（第三者への提供）

本会は、収集した個人情報は運営委員会が必要と判断した場合以外は、第三者に提供することはできない。なお、運営委員会の判断で個人情報を第三者に提供とした場合でも、後日、適切な方法で提示した情報・提供先を本人等から開示するよう希望があれば、その目的・内容などについて通知しなければならない。

## 第6条（個人情報の廃棄）

本会は、個人情報につき、卒業又は転出による退会、本人からの申し出があった場合は、速やかに破棄もしくは返還する。

## **第7条（情報の開示等）**

本会は、本人等からの個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたとき、法令に基づく方法によりこれに応ずる。

## **第8条（秘密保持）**

1. 会員が、本会が保有する個人情報が漏洩・紛失したと認識したときは、直ちに管理責任者に通知しなければならない。
2. 管理責任者が前項に定める通知を受けたときは、個人情報の漏洩・紛失について調査し、事実を確認した後、運営委員会に報告するとともに、右事実を本人等に通知しなければならない。

## **第9条（苦情の処理）**

本会は、個人情報の取り扱いに関する苦情について、適切かつ迅速な処理に努める。

## **第10条（本取扱方針の改正）**

本取扱方針は、総会において出席者の3分の2以上の同意によって改廃することができる。

**附則** 本取扱方針は令和6年4月21日より施行する。